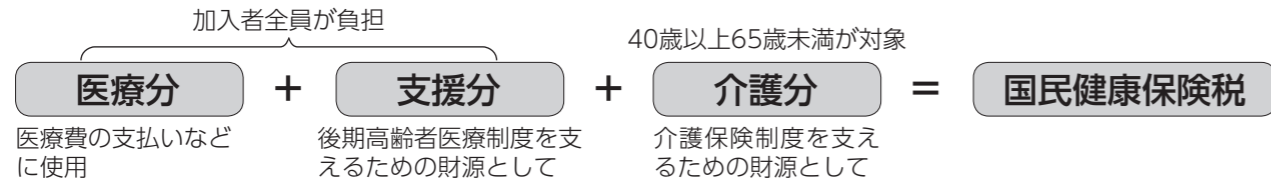


平成24年度 国民健康保険税の税率が決まりました

国民健康保険事業に要する費用は、被保険者の皆さんにご負担いただく国民健康保険税と国の補助金等によって賄われています。

平成24年度の国民健康保険税の税率が決まりましたのでお知らせします。なお今年度につきましては、前年度の税率からの変更はありません。

国民健康保険税の内訳



国民健康保険税の算定について

国民健康保険税は、被保険者全員にかかる医療分と支援金分、40歳以上65歳未満の方にかかる介護分で構成され、下表の所得割・均等割・平等割の合計額が国民健康保険税の税額となります。

国民健康保険税の税率について

区分	税率または税額	税率または税額		
		医療分	支援金分	介護分
所得割額	{被保険者の前年中の総所得金額－基礎控除(330,000円)} × 税率	7.0%	2.4%	1.9%
均等割額	加入者(被保険者)1人に対して(年額)	25,000円	7,500円	8,900円
平等割額	加入世帯に対して(年額)	20,000円	6,300円	5,900円
課税限度額	1世帯で算定した所得割、均等割、平等割の合計額の限度額(最高額)	510,000円	140,000円	120,000円

モデル世帯における年税額

モデル①	モデル②																																										
夫婦・子ども2人の4人世帯 (夫45歳、妻43歳、子15歳、子10歳) ●夫の所得(前年中) 営業所得 200万円 (所得割算定基礎額 200万－33万＝167万) ●妻・子どもの所得はなし	夫婦のみの2人世帯 (夫72歳、妻70歳) ●夫の所得(前年中) 年金収入 260万円(所得140万) (所得割算定基礎額 140万－33万＝107万) ●妻の所得 年金収入 70万円(所得0) ※夫婦は65歳以上で介護分については年金より特別徴収とする。																																										
<table border="1"> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> <th>介護分</th> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>(167万×7.0%)</td> <td>(167万×2.4%)</td> <td>(167万×1.9%)</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>(25,000×4名)</td> <td>(7,500×4名)</td> <td>(8,900×2名)</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>20,000</td> <td>6,300</td> <td>5,900</td> </tr> <tr> <td></td> <td>236,900</td> <td>76,300</td> <td>55,400</td> </tr> <tr> <td>年税額</td> <td>368,600円</td> <td colspan="2">(100円未満切捨)</td> </tr> </table>		医療分	支援金分	介護分	所得割	(167万×7.0%)	(167万×2.4%)	(167万×1.9%)	均等割	(25,000×4名)	(7,500×4名)	(8,900×2名)	平等割	20,000	6,300	5,900		236,900	76,300	55,400	年税額	368,600円	(100円未満切捨)		<table border="1"> <tr> <th></th> <th>医療分</th> <th>支援金分</th> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>(107万×7.0%)</td> <td>(107万×2.4%)</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>(25,000×2名)</td> <td>(7,500×2名)</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>20,000</td> <td>6,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td>144,900</td> <td>46,900</td> </tr> <tr> <td>年税額</td> <td>191,800円</td> <td>(100円未満切捨)</td> </tr> </table>		医療分	支援金分	所得割	(107万×7.0%)	(107万×2.4%)	均等割	(25,000×2名)	(7,500×2名)	平等割	20,000	6,300		144,900	46,900	年税額	191,800円	(100円未満切捨)
	医療分	支援金分	介護分																																								
所得割	(167万×7.0%)	(167万×2.4%)	(167万×1.9%)																																								
均等割	(25,000×4名)	(7,500×4名)	(8,900×2名)																																								
平等割	20,000	6,300	5,900																																								
	236,900	76,300	55,400																																								
年税額	368,600円	(100円未満切捨)																																									
	医療分	支援金分																																									
所得割	(107万×7.0%)	(107万×2.4%)																																									
均等割	(25,000×2名)	(7,500×2名)																																									
平等割	20,000	6,300																																									
	144,900	46,900																																									
年税額	191,800円	(100円未満切捨)																																									

ご存知ですか？

非自発的失業により国民健康保険に加入された場合は国民健康保険税が軽減されます

軽減内容 非自発的失業者(倒産、解雇、リストラ等の事業主都合によって離職された方)に対し、安心して医療が受けられるよう、平成22年4月から国民健康保険税の算定の際、対象者の前年の給与所得を100分の30に軽減する制度が開設されています。ただし、前年の給与収入が65万円以下(給与所得が0円)の方については、申請されても保険税額に変更はありません。

対象期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。

申請場所 市役所税務課または各地域市民センター(旧支所)窓口に、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参のうえ申請して下さい。

※平成21年3月31日以降に失業された方で、対象期間に申請がされていない場合も、その期間の申請を受付できます。

対象者 次のすべての条件を満たす方

- 1 平成23年3月31日以降に失業した方
- 2 失業時点で65歳未満の方
- 3 雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当する方

※3については、雇用保険受給資格者証の離職理由欄の記載番号が下記の場合に該当となります。
 特定受給資格者理由コード……11、12、21、22、31、32
 特定理由離職者理由コード……23、33、34

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎65-0679

平成24年度後期高齢者医療保険料を決定しました

平成23年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療制度の被保険者の方の保険料の本算定を行いました。お一人ごとの保険料の額や、お支払いの方法については郵送でお知らせします。

保険料の額は？

「一人あたりの定額の保険料(均等割額)」と「所得に応じた保険料(所得割額)」の合計額になります。平成24年度の保険料は平成23年中の所得に基づいて計算します。

【保険料額の計算式】

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \times \text{所得割率}$$

(上限額55万円)

均等割額 41,704円

所得割額 平成23年中の総所得金額等 - 基礎控除額(33万円)

所得割率 8.12%

・所得の低い方や、被保険者となる前日に職場の健康保険の被扶養者だった方には、保険料の軽減があります。

保険料の支払方法は？

年金からお支払いいただく「特別徴収」と、口座振替や納付書でお支払いいただく「普通徴収」があります。

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

◆保険料の納め忘れはありませんか？

この制度では、被保険者のお一人おひとりから保険料を納付いただいています。お手元に納付書や督促状がないかも一度ご確認ください。納め忘れていた保険料があれば早急にお支払いいただきますようお願いいたします。

※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ 保険年金課 後期高齢者医療係 ☎65-0689 ☎63-4618

高齢者配食サービス 事業を拡充します

市では、高齢者のみの世帯やひとり暮らしをされている高齢者の方で、疾病等の理由で調理や炊飯、買い物に困難で食事の支援を受けられない方を対象に、弁当の配達と安否確認を行っており、7月1日より配食数を週3食から週5食に拡充します。

対象 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で疾病や身体的な理由で食事の準備が困難な方
 ※調理をする気がないという方は対象となりません。

事業の内容 利用者が選択した月曜から金曜の昼食または夕食で5食分の弁当を事業者が配達し、併せて安否確認を行います。
 利用者の負担は市民税の課税状況により、1食300円もしくは400円です。

○食事は生活の基本となります。食事に困りの場合は、長寿福祉課高齢者支援係までお問い合わせください。

問い合わせ 長寿福祉課 高齢者支援係 ☎65-0696 ☎63-4085